

芦屋市工事等の請負契約に係る最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が入札（一般競争入札又は指名競争入札をいう。以下同じ。）により工事等（工事又は工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計若しくは監理又は企画、立案若しくは助言を行う業務をいう。以下「測量・建設コンサルタント等」という。）をいう。以下同じ。）の請負契約を締結しようとする場合において、芦屋市契約規則（昭和62年芦屋市規則第6号。以下「規則」という。）第8条（規則第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格を設ける場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(令3・一部改正)

(対象となる契約)

第2条 この要領の対象となる契約は、入札による工事等の請負契約とする。

(令3・一部改正)

(工事に係る最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、当該工事の予定価格（規則第7条（規則第17条において準用する場合を含む。）の規定により定めた価格をいう。以下同じ。）算出の基礎となった次の表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額の合計とする。

直接工事費相当	共通仮設費相当	現場管理費相当	一般管理費等相当
97%	90%	90%	68%

2 前項に掲げる直接工事費相当、共通仮設費相当、現場管理費相当及び一般管理費等相当は、積算種別に応じて、別表1のとおりとする。この場合において、スクラップ控除額を直接工事費とは別に計上している工事にあつては、直接工事費から当該控除額を減じた上で、直接工事費相当の額を得るものとする。

3 前2項の計算により得られた価格が予定価格に92%（上限値）を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に92%（上限値）を乗じ、予定価格に75%（下限値）を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に75%（下限値）を乗じた額を最低制限価格とする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認めるときは、最低制限価格は予定価格に75%（下限値）を乗じて得た額から92%（上限値）を乗じて得た額

までの範囲内で設けることができるものとする。

(平 29・令元・令 3・令 4・一部改正)

(測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格の算定方法)

第 4 条 最低制限価格は、別表 2 の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、当該測量・建設コンサルタント等の予定価格算出の基礎となった同表の①から④までに掲げる金額の合計とする。

2 前項の計算により得られた価格が、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を最低制限価格とする。

(1) 測量業務に係る契約について、前項の計算により得られた価格が予定価格に 82% (上限値) を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に 82% (上限値) を乗じ、予定価格に 60% (下限値) を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に 60% (下限値) を乗じて得た額とする。

(2) 建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約について、前項の計算により得られた価格が予定価格に 81% (上限値) を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に 81% (上限値) を乗じ、予定価格に 60% (下限値) を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に 60% (下限値) を乗じて得た額とする。

(3) 地質調査業務に係る契約について、前項の計算により得られた価格が予定価格に 85% (上限値) を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に 85% (上限値) を乗じ、予定価格に 3分の2 (下限値) を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に 3分の2 (下限値) を乗じて得た額とする。

3 市長が前 2 項の規定により定めることが困難な特別なものと認めるときは、最低制限価格は予定価格に 60% (下限値) を乗じて得た額 (測量業務にあつては予定価格に 60% (下限値) を乗じて得た額、地質調査業務にあつては予定価格の 3分の2 (下限値) を乗じて得た額) とする。

(令 3・追加・令 7・一部改正)

(端数処理)

第 5 条 前 2 条の規定に基づき得られた最低制限価格に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、前 2 条の規定により、最低制限価格を予定価格に下限値を乗じて得た額とする場合において、その額に百円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

2 当該工事等の請負契約を単価契約により締結しようとする場合は、前項の端数処

理を円未満の端数に対して行うものとする。

(令元・追加・令3・一部改正)

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、平成28年10月1日以降に入札公告又は指名を行う契約について適用し、それ以前の契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、平成30年4月1日以降に入札公告又は指名を行う契約について適用し、それ以前の契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、令和元年9月1日以降に入札公告又は指名を行う契約について適用し、それ以前の契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、令和3年4月1日以降に入札公告又は指名を行う契約について適用し、それ以前の契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、令和5年4月1日以降に入札公告又は指名を行う契約について適用し、それ以前の契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、令和7年4月1日以降に入札公告又は指名を行う契約について適用し、それ以前の契約については、なお従前の例による。

別表1（第3条関係）

費用 積算種別		直接工事費相当	共通仮設費相当	現場管理費相当	一般管理費等相当
		一般土木工事 (鋼橋製作の架設工事を含む)	直接工事費	共通仮設費	現場管理費
鋼橋製作の工場製作		直接工事費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等
土木工事 (電気)	一般工事	直接製作費＋直接工事費 ただし、 直接製作費＝「機器単体費」×6/10	間接労務費＋共通仮設費 ただし、 間接労務費＝「機器単体費」×1/10	工場管理費＋現場管理費＋機器間接費 ただし、 工場管理費＝「機器単体費」×2/10	一般管理費等（機器単体費）＋一般管理費等（工事費） ただし、 一般管理費等（機器単体費）＝「機器単体費」×1/10
	鉄塔・反射板工事	工場塗装費＋材料費＋製作費＋直接工事費（架設） ただし、 材料費＋製作費＝	間接労務費＋共通仮設費 ただし、 間接労務費＝「鉄塔	工場管理費＋現場管理費 ただし、 工場管理費＝「鉄塔	一般管理費等

		「鉄塔製作費」 × 6/10	製作費」 ×3/10	製作費」 ×1/10	
土木工事 (機械設備)		直接製作費 + 直接工 事費	間接労務費 + 共通仮 設費	工場管理費 + 現場管 理費 + 据付間接費 + 設計技術費	一般管理費等
建築工事、 建築設備 工事	一般工事	直接工事費 × 9/10	共通仮設費	直接工事費 × 1/10 + 現場管理費	一般管理費等
	昇降機設備工事 その他の製造部 門を持つ専門工 事業者を対象と した工事	直接工事費 × 8/10	共通仮設費	直接工事費 × 2/10 + 現場管理費	一般管理費等
下水道 電気設備工事、機械設備工事		機器費 × 6/10 + 直接 工事費	機器費 × 1/10 + 共通 仮設費	機器費 × 2/10 + 現場 管理費 + 据付間接費 + 設計技術費	機器費 × 1/10 + 一般 管理費等 (工事費)

別表 2 (第 4 条関係)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額